

委託契約書 (案)

- 1 委託業務の名称 後志合同庁舎排水設備清掃及び汚泥収集運搬処理業務
- 2 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年(2025年)12月26日まで
- 3 業務委託料 <委託業務の内容>(3)の表に定める単価に基づき算出する。
- 4 契約保証金 免除

委託者と受託者は、委託者の事業場から出る別紙<委託業務の内容>に記載された産業廃棄物(「以下「廃棄物」という。)の収集・運搬及び処理業務を産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に従い適正に行うため、本契約書、産業廃棄物処理委託契約約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注)括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には、以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

令和 年 (年) 月 日

委託者 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道
後志総合振興局長 瀧川 雅晴

受託者

受託者の事業範囲

許可等の区分	許可、契約等の内容	添付書類
■ 許可業者 (産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第14条第1項、第14条第6項の許可を受けた者)		許可証の写し
■ 収集運搬	積込場所の許可	廃棄物許可品目・許可番号 添付許可証のとおり
■ 中間処理		処理処分場所 添付許可証のとおり

※受託者は、この事業範囲を証するものとして、許可証、指定書の写し、又は事業概要が分かる書面などを委託者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付するものとする。

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(法の遵守)

第2条 委託者及び受託者は、廃棄物の処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第3条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を<委託業務の内容>（2）に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬するとともに、<委託業務の内容>（3）に示す方法及び施設にて適正に処分する。

(適正処理に必要な情報の提供)

第4条 委託者は、廃棄物の適正処理のため必要な情報として、<委託業務の内容>（2）の積替・保管に関する事項及び（3）の適正処理に必要な情報を記入し、受託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート」（平成29年7月改訂）を参考に、書面にて提供しなければならない（記載方法は、環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン第2版」（平成25年6月）を参照）。
- 3 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する廃棄物の性状に変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- なお、受託者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は廃棄物の発生行程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、委託者は受託者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

(責任範囲)

第5条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。

- 2 受託者は委託者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。
- 3 受託者が第1項の業務の過程において受託者又は第三者に損害が発生した場合に受託者に過失がない場合は、委託者において損害を賠償し、受託者に負担させない。

(再委託の禁止)

第6条 委託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して、すべての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受託者は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(危険負担)

第8条 天災地変、風水災害、その他委託者受託者いずれにもその責を帰することができない事由等不可抗力によって、損害を生じたとき、その損害は受託者の負担とする。

(業務担当員)

第9条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第10条 受託者は、受託者の委託業務について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく委託者に通知するものとする。この場合において、従業員2名以上を定める場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。
- 3 前2項の規定は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員に異動があった場合に準用する。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第11条 委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(汚泥収集運搬処理及び清掃)

第12条 汚泥収集運搬処理及び清掃の時期は、令和7年（2025年）5月及び11月とする。

- 2 受託者は、前項の汚泥収集運搬処理及び清掃の時期には、この契約の対象となる設備の設置箇所に業務担当技術者を派遣し、当該設備の汚泥収集運搬処理および清掃等を行われなければならない。
- 3 委託業務の処理に必要な水道水及び電気は委託者の負担において、委託者の設備を使用できるものとする。
- 4 委託業務の処理に必要な資材及び機械の損料等は受託者の負担とする。

(業務処理報告)

第13条 受託者は、委託者から委託された清掃及び廃棄物の収集運搬処理業務が終了した後、排水設備清掃業務については、業務処理報告書を作成し、廃棄物の処理運搬処理業務については、マニフェストB 2票及びマニフェストD票を報告し、その確認を受けなければならない。

(調査等)

第14条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(代金の請求及び支払)

第15条 委託者の委託する廃棄物の収集運搬処理業務に対する業務委託料については<委託業務の内容>(3)の表に定める単価に基づき算出する。

2 業務委託料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、委託者受託者双方の協議によりこれを改定することができる。

3 委託者は、受託者からの業務終了報告書を受け取り、業務完了を確認した後、受託者に確認した旨の連絡をする。

4 受託者は、収集・運搬及び処理した廃棄物の数量に収集・運搬、処理及び清掃の単価を乗じて得た額に、当該代金の100分の10に相当する消費税及び地方消費税等相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を委託者に請求するものとする。

5 委託者は、受託者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に北海道後志総合振興局出納員勤務の場所において支払うものとする。

(履行遅延)

第16条 受託者は、契約期間内に収集運搬業務を完了することができない場合は、委託者に対し、その理由を付した書面により期間の延長を請求することができる。この場合において、その延長日数は、委託者と受託者の協議の上書面をもって定めるものとする。

2 前項の場合において、その理由が受託者の責めに帰すべきものであるときは、受託者は延長前の契約期間の満了の日の翌日から業務完了までの日数に応じ、当該遅延に係る業務委託料につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額を違約金として委託者に支払うものとする。この場合において、委託者が受託者に対し口頭又は文書で業務完了代金を支払う旨の通知をした日の翌日以降の期間は約定期間に算入しない。

(内容の変更)

第17条 委託者又は受託者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、委託者と受託者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。また、第4条第3項の場合も同様とする。

(機密保持)

第18条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第19条 委託者は、次条及び第21条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に自室的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該

当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき、
第22条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第28条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。))。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えが却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。))における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。))により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。))を除く。))に入札又は北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。
- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。))について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。))に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。
(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第23条 第20条各号又は第21条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第20条又は第21条の規定による契約の解除をすることができない。
(受託者の催告による解除権)

第24条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第25条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。
(解除に伴う措置)

第26条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合(第19条第1項の規定により解除された場合を除く。))において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。
(委託者の損害賠償請求等)

第27条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。))がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。
- 4 第1項の場合(第21条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。))において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。
- 第28条 受託者は、この契約に関して、第22条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。
(委託業務の処理に関する損害賠償)

第29条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。
(受託者の損害賠償請求等)

第30条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第31条 委託者は、受託者に対し金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(電子メールを利用する方法)

第32条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約に定めのない事項)

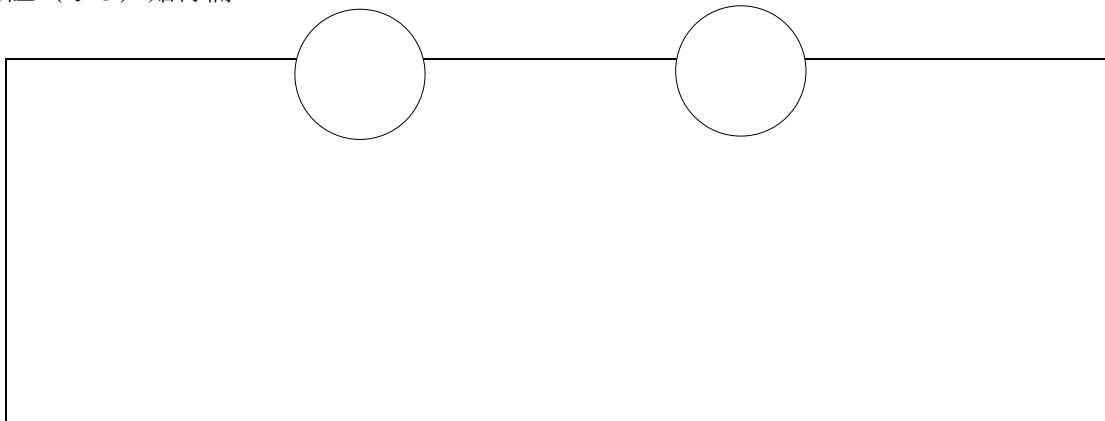
第33条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第34条 この契約について訴訟等が生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

協議事項

<許可証(写し)貼付欄>



(この欄には、受託者の許可証の写しを貼付し、当事者の表示において押印したものと同一印鑑にて、委託者及び受託者が双方とも割印を押してください。)

<委託業務の内容>

(1) 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年(2025年)12月26日まで

(2) 受託者の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	
--------------	--

※ ア 積替・保管を行う(下表のとおり) イ 積替・保管を行わない	
積替・保管の所在地	
搬入できる廃棄物の種類	汚泥
積替のための保管上限	
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの許否	※ ア 混合する イ 混合しない
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合積替・保管場所において手選別を行うことの許否	※ ア 手選別する イ 手選別しない
有価物を抜き取ることの許否	※ ア 抜き取る イ 抜き取らない

(3) 委託する廃棄物の種類、契約単価等に関する事項

排出事業者	事業所名	北海道後志総合振興局	
発注事業場	住所	北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目	
産業廃棄物種類		無機性汚泥	有機性汚泥
予定数量		1.0m ³	1.0m ³
収集運搬費			円/回
グリストラップ1600 清掃			円/回
処分費		円/m ³	円/m ³
処分の方法			
処分施設の処理能力		添付許可証のとおり	
処分施設の所在地		同上	
最終処分施設の所在地			
適正処理に必要な情報	性状	泥状	
	性状の変化	無	
	荷姿	泥状、バラ	
	混合等による変化	無	
	その他取扱の注意事項、含有マークの有無	無	